

会議記録

高松市附属機関等の設置・運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和5年度第1回高松市社会福祉審議会成年後見制度利用促進専門分科会
開催日時	令和6年2月8日(木) 14時00分～15時30分
開催場所	高松市役所 11階 110会議室
議題	(1) 副会長の指名について (2) 成年後見制度の利用促進について (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席委員	岡会長、伊藤委員、兼間委員、佐藤委員、武田委員、田中委員、橋本委員、春田委員、前田委員、松村委員、山本委員
傍聴者	1人(定員3人)
担当課及び連絡先	障がい福祉課 管理係 (087) 839-2333

会議の経過及び結果

次のとおり会議を開会し、議題について協議した。

1 開会

健康福祉局長 挨拶

岡会長が議長となり議事進行

2 議題

議題(1) 副会長の指名について

- ・岡会長より、北川委員を副会長に指名

議題(2) 成年後見制度の利用促進について

- ・資料2に沿って事務局から説明
- ・質疑応答

議題(3) その他

- ・特になし

会議の経過及び結果

議題（２）成年後見制度の利用促進について

【質疑応答・意見等内容要旨】

（委員） 高齢者が増えて、単身世帯が増えていき、認知症の方も増え、相談件数も増えていくというのは理解できる。課題の受け止めについてだが、「後見人の担い手不足」になるというのは、誰のことをいっているのか。家族のことなのか、弁護士や司法書士などの専門家、市民後見人のことなのか、どの担い手が不足していて、どのくらい増えていかないといけないというふうに受け止めているのか。

（事務局） 後見人の担い手については、弁護士や司法書士等の専門職後見人と、法人後見が将来不足する懸念があると関係機関から聞いている。

（委員） それでは、それらを増やしていくための具体的な取組や目標を明らかにしたいということなのか。

（事務局） このことが課題と考えているので、専門的な知見からの御意見をいただきたいと考えている。

（会長） 専門職というのは、弁護士、司法書士、社会福祉士がそれぞれ担っており、それぞれの団体が成年後見を担当できる登録者を増やすための活動を行っているが、市のほうでは、このことについては関与できないと思う。法人後見については、市の社会福祉協議会やNPO法人が行っており、後見人の受け手がないような難しい案件を、法人として受けている。この活動は法人の活動に任せるしかない。市の社会福祉協議会については、市の努力で何とかなるのかもしれないが、専門職や法人後見を増やすことよりも、市民後見人を増やすことに力を入れた方がいいのではないか。「近隣住民で支えあう」という社会、地域共生社会というのはそのような社会を目指しているということだと思う。

（委員） 市民後見人を増やすにあたり、デメリットや課題などが詳しく資料に書かれていない。令和元年に、釧路市に成年後見の視察に行ったが、釧路市では一人の事例に対し二人の市民後見人を付け、リスクヘッジと監査機能の強化の取組をしており、市民後見人のハードルを下げ、バックアップとして中核機関がしっかりとサポートしているという良い事例だった。このような取組を進めながら、市民後見人を増やすというのが市の計画になるのではないかと。また、それをどう周知していくのか、というのが重要だが、そのあたりが資料から見えてこない。78人が養成講座を修了しているが、14人しか登録していないことが課題だと考えているのか。課題の受け止めがはっきりしないと対策も打てないので、課題を共有したい。

会議の経過及び結果

- (事務局) 複数後見人の制度などは、今後の議論として進めさせていただきたい。先ほど、市民後見人を増やす必要があると言わなかったのは、被後見人にとって、どの後見人を付けるのがいいのか、という話の中で、専門的な知識のある方に付いてほしい、という現場の意見があったので、そのような発言になったのだが、後見人全体が広がって行く必要があると思っており、当然、市民後見人を増やす努力も必要と考えている。
- (事務局) 市民後見人の養成は、中核機関に委託しているのだが、御意見を参考に、支援の仕方など、今後検討していきたい。
- (委員) 市民後見人の養成は、社会福祉協議会の中核機関で受託しているのだが、78人が養成講座を受講して、14人が登録している。登録している方は、意欲もあり一定のレベルに達しているのだが、現状としては、現在受任しているのは7人である。1年間は社会福祉協議会が監督人として付くが、案件を一人で受任するのが難しいのかもしれない。なぜそうなのか、それを分析していくことから始めないと課題解決にはならない。担当者や、市民後見人本人にヒアリングするなどして、分析する必要があると考える。
- (会長) 受任調整会議は、私も出席しているが、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、権利擁護センターの4人が、2か月に1回集まって行っている。全ての案件を諮っているのではなく、主に、市長申立ての案件などを協議しているが、会議の中で、専門職がいいのか、法人後見がいいのか、市民後見人でもできるのではないかと、いったことを議論している。市民後見人には最初はハードルが高いため、日常生活自立支援事業からスタートして、後見人になってからも、社会福祉協議会が監督人としてフォローしながらやっていく。裁判になりそうな難しい案件もあり、市民後見人が付けるような簡単な案件は相対的には少ないが、今後、全体の案件がどんどん増えて行くと、市民後見人が担う部分も増えてくると思うので、今から対策を考えておく必要はあると思う。
- (委員) 素朴な疑問だが、後見人が必要というのはわかるが、親族がいない人が後見人を付ける際に、なぜ、専門職が良いと考えるのか。親族は専門職ではないのに面倒をみている。専門職でない親族ができるのだから、市民後見人でもできるのではないかと、考えるのだが。

会議の経過及び結果

(会長) 成年後見人の制度ができたのは平成12年のことで、それまでは家族が面倒をみてきていた。身内が、財産管理や、身上監護ができていたのだが、そうでない場合も増えてきた。それで、裁判所が関与する制度を作って、選ばれた後見人は、年に1回裁判所に財産状況などを報告することになっており、不正できないようになっている。権利意識や社会福祉に対する世間の認識の高まりから、このような制度が広がったといえる。もちろん、家族が看ている場合もたくさんある。

(委員) 急激な高齢化で、成年後見制度の需要の高まりは感じている。医者は成年後見の3類型を判断する診断書を作成する必要があるが、財産分与などで、後で問題になる可能性があるので、医師への責任追及の心配もある。今後も急激に増えると、精神科の医者だけでは処理しきれなくなる。責任の追及に対し、不安に思っている医者も多い。後見人の担い手不足の問題については、診断書作成の面でも切迫感を感じているので、行政にもこの現状を知っておいてほしい。裁判所からの問合わせ対応をしないといけないことも危惧している。

(会長) 医師の診断書は必ず必要であり、以前は、鑑定も行っていた。件数が増えてきて、鑑定は無くなってきており、診断書の3類型の判断が基準となっている。診断書を書く医師も増えてもらわないと困る。

(事務局) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では「利用しやすい成年後見制度」とあり、そのような環境を整える必要があるが、先ほどの医師の方の悩みを初めて知り、参考にさせていただきたい。

(事務局) 市民後見人養成講座を受けた人数に比べ、受任している人数が少ないという件だが、講座を受ける目的として、まずは市民後見人の内容を知りたいということで、受ける方もいる。今すぐに成年後見人になるということではなく、将来の参考にしたい、という方もいる。そのように興味を持ってもらえる人が、一人でも増えていったら良いと考えている。

先ほど、親族が後見人になれば、という意見があったが、最近では高齢の単身世帯が多い。家族がいても、県外にいたり、仲たがいでいたり、他の方に後見人をお願いするケースが増えてきている。また、家族構成も変わってきており、籍を入れず、同居している場合の金銭管理をどうするか、といった複雑な問題も増えてきている。複雑なケースが増えてきているからこそ、受任調整会議でも、専門職の方をお願いするケースが増えてきているのだと思う。支援の中では、家族の方をお願いするようにしているのだが、それが難しい場合も多い。

会議の経過及び結果

(委員) 市民後見人養成講座受講者に対し登録人数が少ない件だが、市民後見人の意義を、もう少し考える必要があるのではないか。成年後見制度利用促進基本計画は地域福祉計画に包含されたという説明があったが、高松型地域共生社会を推進する際に、市民一人一人に権利擁護に関するノウハウを持っていく、草の根から支える存在になるのではないかと。すぐに成年後見人になれなくても、養成講座を受講する人を広げていくことは重要なことだと思うので、積極的に位置づける必要がある。高松型地域共生社会を進めるためには、市民の参加が不可欠であり、専門職だけでなく、市民が参加できること、それが地域力を支える重要な力となる。成年後見制度の狭い範囲の問題だけでなく、地域福祉計画の推進の土台として積極的に続けていくべき事業である。市民参加の観点では、市民後見人に多くの負荷をかけるのではなく、長い目でやっていくことに意味がある。

もう1点は、当事者の参加がどうなっているのかという点である。被後見人である当事者の参加が必要である、と国の第二期計画にも書いている。今までは、後見人側からの一方的な目線だったので、利用促進につながっていないということから、国の第二期計画の重要なポイントとして意思決定支援が言われている。周りの人が当事者をサポートし、当事者の意思を尊重し、当事者が、いかに参加できる制度になるのかが一番大事なところだと思う。資料の「成年後見制度の概要」の内容も、成年後見人からの目線になっていて、当事者の意思を確認する要素が入っていないのではないか。

(事務局) 成年後見人制度について、当事者の意思決定を尊重するというのは、前提条件として当然ある。

(会長) 成年後見人制度を利用していないが、周りの方のサポートが必要な方はたくさんいて、そのような方の対応は、共生社会のあり方の中で、行政が様々なフォローを考えていく必要が、当然ある。この専門分科会は、成年後見人制度の利用に絞った議論になるのだが、先ほどの御意見は、市が取り組む地域福祉計画の考え方において、重要な視点であり、全体会でも取り上げる内容である。

意思決定支援については、国のほうでも力を入れていて、成年後見人制度利用の場面だけでなく、どんな場合でも、「本人目線で」というのは重要な視点であり、市のいろいろな施策もこれを踏まえて進めてほしい。

会議の経過及び結果

- (委員) 専門職を増やすこと以上に、市民後見人をどのように増やしていくか。それには、いかに専門職からアドバイスを受けながら進められるか、バックアップやサポート体制が重要である。また、制度の正しい理解の不足についてだが、成年後見人制度のことだけを周知するのではなく、「人生会議」という話し合いの過程の中で、どんな医療を受け、どんな介護サービスを選択するか、その中の選択肢として、成年後見制度のことも出てくる、という形だと思う。「人生会議」の過程で出てくる問題の一つだと思うので、成年後見制度だけに限定した周知にはならないと思う。
- (委員) 成年後見人とは、信頼関係や相性が大切だと思う。自分が将来認知症になって成年後見人を付ける場合、お金のことなどを本当に任せられるか心配である。前もって、専門家と市民後見人が一緒になって本人と関わり、信頼関係を作っていくのが、地域共生社会の本当の姿ではないか。
- (会長) 成年後見人との信頼関係や、関係性の構築など、重要な視点であり、そのような観点で、権利擁護センターでも考えて取り組んでほしい。
- (委員) 「人生会議」を地域包括ケアシステムに組み込んで取り組んでいるが、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）人生会議の話し合いの中で、死ぬ間際のことだけでなく、もう少し前段の部分の財産管理のことなどで、成年後見のことも話し合いができれば良いと思う。
- (事務局) 中核機関のほうでも、「人生会議」の重要性については周知啓発している。市の社会福祉協議会も「ライフプランノート」を作成しており、様々な機会に周知している。市でも、成年後見制度のことだけを知ってもらうのではなく、「人生会議」についての周知を含め今後も進めていきたい。
- (委員) 成年後見人との信頼関係が重要という話があったが、資料の中核機関のチラシには「日常生活自立支援事業」についても掲載されている。成年後見制度を利用しなくても、日常生活自立支援事業だけを利用する人もいると思うが、市民後見人も、日常生活自立支援事業の活動をしながらか、当事者との関係性を築いて後見人に移行していく、というのもできると思う。そのような運用もあると思うが、どのように制度設計しているのか教えてほしい。
- (委員) 権利擁護センターでは、成年後見制度と日常生活自立支援事業を実施している。現在、全ての市民後見人が、日常生活自立支援事業の活動を行っている。成年後見制度を付ける前の方に対し、金銭管理等を行っている状況である。

会議の経過及び結果

- (事務局) 市民後見人は、まずは、日常生活自立支援事業で金銭管理を行い、その後、どのように金銭管理を進めていくかを関係者と相談しながら支援を行っている。
- (会長) 日常生活自立支援事業は、まだ判断能力があり、自分で契約ができる人の取組で、判断能力がなくなれば、成年後見制度に移行する、というシステムである。市民後見人は、日常生活の支援員の役割も持っている。
- (委員) 成年後見人の担い手不足のことだが、介護保険制度の総合事業のB型には多くの担い手がおり、ゴミ出しなど、地域の中で支え合っている。その人たちの中で、より関心のある方が、金銭管理のことなどで日常生活自立支援事業などに関わるようになっていき、成年後見人の担い手の層となるのではないか。
- (事務局) 成年後見制度自体は、難しい制度であり、課題も多く、国のほうでも改正の動きもあると聞き及んでいる。本日、委員からいただいた御意見を参考に、前向きに取り組んでまいりたい。